

内部統制システム構築に関する基本方針

1. 取締役および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 法令等遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、法令等遵守に係る当行の理念および役職員の行動指針を「コンプライアンス基本方針と遵守基準」として定めるとともに、これに則った業務運営を実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定する。また、法令等遵守態勢の整備のための実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定する。
なお、“顧客の保護および利便の向上”ならびに“反社会的勢力および組織犯罪の金融取引からの排除”については、法令等遵守態勢において適切に取り組む。
- ・ 法令等遵守を確保する体制として、行内の法令等遵守の問題を一元的に管理するコンプライアンス統括部署を設置するほか、法令等遵守に関する経営上重要な事項の協議または評価を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置する。
また、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部署に報告・相談を行うことができるコンプライアンス相談窓口（ホットライン）を設置する。
- ・ 内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を取締役会、経営会議、監査役会および西日本フィナンシャルホールディングス（以下、「西日本 FH」という。）に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む。）の整理保管、保存期限および廃棄ルール等を定めた「文書規程」に基づき、適正な保存および管理を行う。
また、取締役および監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 健全な経営基盤の確立と安定した収益を確保するため、リスク管理に関する基本的考え方、管理方針等を定めた「リスク管理基本方針」をリスク管理の最上位の方針と位置付け、本方針に基づき、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性に応じた管理方針・管理規程等を制定する。
- ・ リスク管理の体制は、銀行全体のリスク管理統括部署、リスクカテゴリー毎の主管部署および担当部署による3層管理体制とし、リスク管理の実効性および相互牽制機能を強化する。また、リスクカテゴリー毎に各種委員会等を設置し、リスクに関する重要事項について、具体的且つ実質的な協議および評価等を行う。
- ・ 自然災害、テロ等の緊急事態発生時の早期被害復旧、最低限の業務継続を可能とするため、事前対応や緊急事態発生時の対応等を定めた「業務継続計画」を業務継続に関する最上位の計画と位置付け、本計画に基づき、災害等の種類別に具体的対応策を定めた管理規程等を制定する。
- ・ 内部監査部門は、リスク管理状況についての監査を実施し、その結果を取締役会、経営会議、監査役会および西日本FHに報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 「取締役会」とその委任を受けた審議・決定機関である「経営会議」を一体化した意思決定・監督機関と位置付け、それぞれの運営および付議事項等を定めた「取締役会規程（および同付議基準）」および「経営会議規程（および同付議基準）」を制定する。
- ・ また、行内の指揮・命令系統の明確化および責任体制の確立を図るため、経営組織、業務分掌および職務権限に関する諸規程を制定する。

5. 当行ならびに西日本FHおよびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当行は、西日本FHの法令等遵守態勢・リスク管理態勢をベースに当行固有の事情を踏まえた実効性のある態勢を構築し、重要な事項については西日本FHに適宜報告を行う。
- ・ 当行は、財務報告の適正性を確保するため、一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組みを踏まえた、西日本FHの内部統制の枠組みに準拠して、体制を整備する。
- ・ 当行は西日本FHが作成した戦略・方針をベースとした経営を推進するとともに、西日本FHおよびその子会社と協調、連携ならびに情報共有を図る。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役が求めた場合には、監査役および監査役会の職務を補助する専任の職員を配置する。
- ・ 当該職員の人事異動および考課等人事権に係る事項の決定については、取締役からの独立性を確保するため、予め常勤監査役に同意を求めることとする。
- ・ 取締役は、職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害をおよぼすおそれがある事実を発見したときは、監査役会に報告する。
- ・ 職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害をおよぼすおそれがある事実を発見した当行の役職員もしくはこれらの者から報告を受けた者は、監査役および西日本FHに報告する。
- ・ 当該報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知する。
- ・ 上記のほか、取締役および監査役会の協議により、取締役および職員が監査役会に報告すべき事項を定める。
- ・ 監査役がその職務の執行について会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに費用または債務を処理する。
- ・ 監査役は、重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握するため、取締役会、経営会議およびその他の重要な委員会等に出席することができるほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、取締役または職員に対しその説明を求めることができる。
- ・ 代表取締役は、定期的会合などにおいて監査役と意見交換を行い、監査役の監査が実効的に行われることを確保する。